

令和6年4月25日開催

新庄市農業委員会第11回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年4月）議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 第5・6研修室
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	11番 田宮 成彦
12番 齋藤 謙二	13番 星川 吉和
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（2名）

10番 五十嵐 成生	14番 伊藤 和彦
------------	-----------

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 32 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 33 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 4 議案第 34 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 5 議案第 35 号 農用地利用集積計画【一括方式】の要請について
- 日程第 6 議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について
- 日程第 7 報告第 26 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 27 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 出席した事務局職員

事務局長 大江 周 主 任 八 湊 貴 征
主 任 結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和6年度新庄市農業委員会第11回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は17名です。欠席通告者は、10番五十嵐成生委員と14番伊藤和彦委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第11回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番早坂浩樹委員と17番星川豊委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の八楯貴征さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで8番奥山久委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(奥山久 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区6件、稲舟地区3件、萩野地区12件、八向地区3件、計24件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。

それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、4月21日に調査確認しました。同一世帯内の親子間の使用貸借です。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区2番につきまして、4月19日に調査確認しました。譲受人から以前より相談を受けていました。譲受人の家の隣に譲渡人名義の農地があります。登記上は田となっておりますが実際は畑です。単価は高いですが土地の現状を確認しての価格で双方合意してお

り、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区3番につきまして、4月19日に調査確認しました。譲渡人が中間管理機構を通して借りている田の中にある譲受人の田と、譲受人の田の中にある譲渡人の土地を交換したいという申請です。面積に差がありますが話し合いの上での合意であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区4番につきまして、4月19日に調査確認しました。新庄地区3番と同様です。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区5番につきまして、4月20日に調査確認しました。同一世帯の親子間での使用貸借であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区6番につきまして、4月20日に調査確認しました。同一世帯の賃借権の移転です。所有者の同意も得ており問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人が高齢のため隣接する田を持つ借人に耕作を依頼したところ貸貸借となりました。対価についても双方合意し

ており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、4月20日に調査確認しました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区3番につきまして、4月21日に調査確認しました。貸人が耕作することが大変になったということで親戚である借人に依頼をして賃借となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。譲渡人が譲受人の土地を通る必要があるため売買となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区2番につきまして、4月21日に調査確認しました。令和4年10月総会の審議案で農地の一部が住宅進入路として舗装された部分を農地転用として追認許可した事案があります。その後当事者より昨年10月に土地全体を農地法第3条で所有権移転したいという申請が出されましたが、非農地が含まれるため取り下げになりました。今回住宅進入路と農地部分の分筆登記が完了したということで、改めて農地の売買の申請が出されたということになります。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区3番につきまして、4月21日に調査確認しました。貸人が高齢のため耕作できないということで、隣の農地を持つ借人に依頼をして賃借となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして、4月21日に調査確認しました。譲渡人が体調不良のため耕作ができないということで、譲受人に依頼したところ売買となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区5番につきまして、4月20日に調査確認しました。以前から作業性や利便性を考えて双方の農地を交換して使用していました。今回譲渡人の息子からの勧めもあり自作地相互利用による交換となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区6番につきまして、4月20日に調査確認しました。萩野地区5番と同様です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区7番につきまして、4月20日に調査確認しました。所有者は借人が経営する会社の従業員であり耕作者です。現在借り受けている法人の経営者が新しく別会社を設立

し、今後は別会社の方で農業経営したいという賃借権の移転申請です。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区8番につきまして、4月20日に調査確認しました。農地を耕作していた貸人の父が亡くなり家族内では耕作できないため、借人に依頼をして賃貸借となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区9番につきまして、4月21日に調査確認しました。同一世帯の親子関係で、経営移譲による使用賃借の申請となりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区10番につきまして、4月21日に調査確認しました。同一世帯の親子関係で使用賃借権の再設定となります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区11番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区11番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人が高齢で耕作ができないため、親戚である借人に依頼をして賃借となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区12番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区12番につきまして、4月20日に調査確認しました。萩野地区11番と同様です。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。貸人が高齢であること、また圃場が遠方にあるため耕作が難しくなったので、親戚関係にある借人に耕作を依頼し賃借となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区2番につきまして、4月21日に調査確認しました。貸人が高齢で耕作ができないため、隣で耕作している借人に依頼し賃借となりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区3番につきまして、4月21日に調査確認しました。貸人の隣地で耕作している借人に借りてくれないかと依頼したところ受けてくれることになりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(奥山久 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開します。

次に日程第3、議案第33号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第33号、農業振興地域整備計画の変更について、意見照会がありました。

(議案書を基に内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区1番につきまして、4月20日に調査確認しました。譲渡人の住宅であった土地を譲受人が売買により既已取得しています。譲渡人が使用していた土地の一部が畑になっていますが、今後は譲受人が家庭菜園やドッグランに使用するため宅地に転用したいとのことでした。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第33号農業振興地域整備計

画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第34号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(三原幸一 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第34号農用地利用集積計画について、所有権移転につきまして新庄地区4件、萩野地区1件、八向地区5件、計10件、賃借権設定につきまして新庄地区4件、萩野地区1件、八向地区1件、計6件、賃貸借の移転につきまして新庄地区1件、萩野地区2件、計3件ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転10件、賃借権新規設定5件、再設定1件、移転3件、合計19件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第34号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(三原幸一 委員 入場・着席)

○議長

次に日程第5、議案第35号農用地利用集積計画【一括方式】についてを上程します。

ここで15番三原幸一委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(三原幸一 委員 退席)

休憩を解いて再開します

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第35号農用地利用集積計画【一括方式】について、賃借権の設定が新庄地区2件、萩野地区8件、計10件ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定10件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第35号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第35号農用地利用集積計画【一括方式】について

は、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(三原幸一 委員 入場・着席)

○議長

次に日程第6、議案第36号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第36号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について、賃借権の移転が新庄地区1件、萩野地区1件でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権移転2件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第36号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号農用地利用集積等促進計画（移転）の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区5件、稲舟地区2件、萩野地区2件、八向地区3件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、萩野地区2件、八向地区1件でございます。いずれの案件も届け出に基づき受領・確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年4月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員